

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の概要

(令和5年法律第14号)

改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能を強化するため、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ確かな措置を講ずるための仕組み等を整備するとともに、内閣官房に当該施策の総合調整等に関する事務及び同対策本部等に関する事務を所掌する内閣感染症危機管理統括庁を設置する。

改正の概要

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

- ① 新型インフルエンザ等対策本部長（内閣総理大臣）の国の行政機関の長や都道府県知事等に対する指示権（※基本的対処方針に基づく総合調整に係る所要の措置が実施されない場合に可能）について、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合には、**新型インフルエンザ等対策本部**（以下「政府対策本部」という。）が設置された時から行うことができるよう、**発動可能時期を前倒しする**。
※現行法では、まん延防止等重点措置時（対象：都道府県知事）及び緊急事態宣言時（対象：国の行政機関の長や都道府県知事等）に限定されている。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延時における地方公共団体の事務の代行等について、**感染症法**（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に根拠がある事務について、**政府対策本部が設置された時から行うことができるよう、要請可能時期及び対象事務を拡大する**。
※現行法では、特措法に根拠がある事務かつ緊急事態宣言時に限り、代行等が可能。
- ③ まん延防止等重点措置時及び緊急事態宣言時における事業者に対する要請等の実効性を確保するため、**事業者に対し命令を発出する際の「特に必要があると認めるとき」を法令上明確化する**。
- ④ 地方公共団体が感染拡大防止措置に係る財源を確保しやすくなるよう、**国庫補助負担率の嵩上げ規定及び地方債の発行に関する特例規定を設ける**。
- ⑤ **政府対策本部及び新型インフルエンザ等対策推進会議**（以下「推進会議」という。）の事務について、**内閣感染症危機管理統括庁が処理することとする旨を規定する**。

2. 内閣法の一部改正

- ① **内閣官房に、内閣感染症危機管理統括庁**（以下「統括庁」という。）を置く。
- ② **統括庁は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する政府行動計画の策定及び推進に関する事務、政府対策本部及び推進会議に関する事務並びに感染症の発生及びまん延の防止に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどることとする**。
- ③ 統括庁に置かれる職
 - i) 統括庁に、内閣官房長官を助けて庁務を掌理する職として**内閣感染症危機管理監 1人**を置き、**内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもって充てる**。
 - ii) 統括庁に、i) の職を助けて庁務を整理する職として**内閣感染症危機管理監補 1人**を置き、**内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもって充てる**。
 - iii) 統括庁に、i) 及び ii) の職を助け、命を受けて、統括庁の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理し、及びその所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する職として**内閣感染症危機管理対策官 1人**を置き、**厚生労働省の医務技監をもって充てる**。
- ④ **内閣危機管理監及び内閣官房副長官補は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、統括庁の事務の処理に協力する旨の規定を設ける**。

等

施行期日

- 公布の日（令和5年4月28日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、1.④は令和6年4月1日）

次の感染症危機に備えた司令塔機能強化のコンセプト

達成すべき任務（ミッション）

○感染症危機（パンデミック）に**迅速・的確に対応**しつつ、「**国民の生命・健康の保護**」と「**国民生活・国民経済への影響の最小化**」の**両立を確保**。

実現すべき将来像（ビジョン）

- 感染症の発生及びまん延の**初期段階**から、**国・地方を通じ、迅速・的確**に対応。
- 感染症対応の「**司令塔**」が、厚生労働省を始めとする各省庁等の**知見やリソースを活用**し、**政府全体を俯瞰して一体的・総合的**に感染症対応を推進。
- 科学的知見**に基づいて対策を決定し、適時に**情報発信**を行い、効果的に対策を実施。
- 平時**に策定した**計画**に基づき**充実した訓練**を行うことにより、感染症**危機の発生時**において**効果的に機能を発揮**。

具体的な達成手法（アプローチ）①

【**新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、国・地方一体となって、感染の初期段階から迅速・的確に対応**】

新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議での指摘事項

- ①初動期等において、政府と都道府県が一体となって危機対応ができる仕組みづくりが必要である。
- ②行政機関内でクラスターが発生し庁舎を閉鎖する事態が生じたことから、対策を実施すべき行政機関を都道府県がサポートするなど、その機能を維持できる仕組みづくりが必要である。
- ③都道府県の特措法に基づく措置について、訴訟事案も踏まえれば、個々の事例についての判断がより迅速・的確に行えるよう、国が適切な運用のあり方について基準や指針を示すことが重要である。

特措法の改正

- ①政府対策本部長の指定行政機関や都道府県知事に対する**指示権の行使可能時期を前倒し**。
- ②感染症のまん延によって行政機能が維持できなくなった場合に備え、地方公共団体の**事務の代行等を実施可能な時期を前倒し・対象事務の範囲拡大**。
- ③都道府県知事が事業者に命令を行う際に**勘案すべき事項を明確化**。
- ④地方公共団体が感染拡大防止措置に係る財源を確保しやすくなるよう、**国庫補助負担率の高上げや地方債発行の特例規定の創設**。等

具体的な達成手法（アプローチ）②

【**内閣法の改正等により、各省庁等の感染症危機への対応を一元的に統括する、総理直属の強力な司令塔機能を整備**】

- 感染症対応に係る司令塔機能を担う組織として、**内閣官房に、内閣感染症危機管理統括庁**を設置。（内閣法の改正）
 - －政府行動計画の策定・推進、政府対策本部の事務、感染症の発生・まん延の防止に関する総合調整等、**感染症対応を一元的に所掌**。
 - －**総理・官房長官を直接支え**、内閣の重要政策全般を見渡して、**高度の総合調整**を強力に推進するため、長は副長官の充て職。
 - －**厚生労働省のリソースや科学的知見**を効果的に活用しつつ、**一体的に対応**するため、同省の医務技監を幹部に充てる。
- 上記の他、運用上の措置として、
 - －**政府行動計画**の記載内容を、今般の感染症危機への対応を踏まえて**充実化**。水際対応等、**実践的な内容の訓練**を拡充するとともに、各省庁等の備えのチェック・改善等、**P D C Aサイクルを強化**。
 - －各省庁等の感染症対応に従事する幹部職員は統括庁に併任。**各省庁の事務遂行と統括庁の総合調整の整合性確保**。
 - －有事には、国民・事業者への情報発信の**ワンボイス**での実施や、地方との連絡・調整の**ワンストップ**での実施を旨とし、各省庁等と一体的対応。

等

（※）厚生労働省においても、感染症対応能力を強化するため、統括庁と併せて感染症対策部（仮称）を設置。また、科学的知見の提供を行う新たな専門家組織の設置等に向けて所要の法案を国会提出。

内閣法の改正（内閣感染症危機管理統括庁による司令塔機能の強化）

